

## ○高知市郵便入札実施要領

### 1 趣旨

この要領は、郵便入札の手続きに関し、高知市契約規則(昭和40年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において「郵便入札」とは、競争入札において、入札書を郵送で提出させる方式の入札をいう。

### 3 郵送手続き

入札書の郵送は、次の各号に定めるところにより行なう。

(1) 郵送の宛て先は入札担当課又は次のとおりとする。

郵便番号 780-8691  
高知中央郵便局私書箱第100号  
高知市役所 契約課

(2) 郵送料は、入札の結果のいかんにかかわらず、入札者の負担とする。

(3) 郵送方法については次のとおりとする。

ア 入札書を封筒に入れ封かんし、当該封筒(以下「内封筒」という。)の表には、案件名及び入札者の氏名を明記すること。なお、内封筒に案件名又は入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。また、入札書が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封かんされていないときは、当該入札は失格とする。

イ 郵送にあたっては、アにより入札書を入れ封かんした内封筒を封筒に入れ封かんし、当該封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所(所在地)、氏名並びに入札書類在中及び親展の文字を明記するものとする。

ウ 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。

(4) 入札に際し、内訳書の提出が義務づけられた案件にあつては、前号アに掲げる内封筒に内訳書を同封するものとする。この場合において内訳書が同封されていないときは、当該入札は失格とする。

(5) 入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書を提出することで参加意思を示すものとする。

### 4 開札

前項第5号による者(以下「入札参加者」という。)の入札書は、定められた日時に開札する。

### 5 立会人

前項による開札には、次項に定める方法により選出された立会人が立ち会わなければならない。なお、入札参加者が2者以上あるときは、立会人の数を2名以上とすること。

## 6 立会人の選出方法

立会人を選出するときは、次のいずれかの方法により立会人を選出する。

(1) 当該入札に係る入札参加者の数に応じて、立会人を選出する。

ア 入札参加者の数が3者以下の場合

入札参加者全員

イ 入札参加者の数が3者を超える場合

入札担当職員が、入札参加者からくじ引きにより3名を選出する

(2) 当該入札に係る入札参加者のうち立会いを希望する者を立会人として選出する。

(3) 当該入札事務に関係のない職員を立会人として選出する。

## 7 くじ引きによる落札者の決定

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2名以上あるときは、入札担当職員及び前項による立会人が次に掲げる手順に従い、くじ引きによって落札者を決定するものとする。ただし、くじを引くべき入札者全員が立会人として開札に立会いしている場合は、当該入札者が直接くじを引くものとする。

(1) 入札担当職員は、くじ引き用紙に、くじ引きに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの一線に「落札」と記入する。

(2) 立会人のうちの一人は、(1)のくじの直線のそれぞれに、1から順に番号を付す。この作業は、当該立会人が(1)による「落札」表示をした直線を確認することができない状態で行うものとする。

(3) 立会人のうち(2)の作業を行った以外の者のうちの一人は、当該くじ引きに係る入札書の中から入札書を任意に1枚ずつ選び出し、当該入札書には入札担当職員が選び出された順番にしたがって1から順に番号を付す。この作業は、当該立会人が、入札書を選び出す前に当該入札書を提出した者の名称等を確認することができない状態で行うものとする。

(4) 入札担当職員は、(1)及び(2)により作成されたくじに付された番号と、(3)で入札書に付された番号を突合し、くじで落札の表示のある番号と同じ番号を付した入札書を提出した者を落札者として決定する。

(5) くじ引きの終了後は、当該入札の入札担当職員及び立会人の全員が、当該くじ引きの結果を確認し、その証として立会人が当該くじ引き用紙に署名するものとする。

(6) 事後審査型一般競争入札における開札においては、本項の「落札者」を「落札候補者」、「落札」を「落札候補」と読み替えるものとする。

## 8 落札者及び落札候補者への通知並びに入札経過の公表

落札者及び落札候補者への通知は開札後、速やかに行うものとし、事後審査型一般競争入札については落札候補者の入札資格要件を確認した上で落札を決定する。入札案件ごとの落札者、落札金額及び入札経過は、次の方法により公表するものとする。

(1) 入札担当課及び情報公開・市民相談センターでの閲覧

(2) 高知市のホームページ等への掲載

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

(施行期日等)

この要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 27 年 9 月 11 日から施行する。

ただし、平成 27 年 9 月 1 日以降に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。